

令和4年9月2日提出

令和4年9月那須塩原市議会  
定例会議議案

那須塩原市



令和4年9月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第4号	人権擁護委員の候補者の推薦について	企画部
議案第59号	令和4年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)	総務部
議案第60号	令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	保健福祉部
議案第61号	令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	保健福祉部
議案第62号	令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第3号)	保健福祉部
議案第63号	令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第3号)	塩原支所
議案第64号	令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第1号)	市民生活部
議案第65号	令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)	産業観光部
議案第66号	那須塩原市犯罪被害者等支援条例の制定について	市民生活部
議案第67号	那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	総務部
議案第68号	那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務部
議案第69号	那須塩原市税条例等の一部改正について	総務部
議案第70号	那須塩原市都市計画税条例の一部改正について	総務部
議案第71号	那須塩原市手数料条例の一部改正について	建設部
議案第72号	那須塩原市営住宅条例の一部改正について	建設部
議案第73号	財産の処分について	産業観光部
認定第1号	令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について	総務部
認定第2号	令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第3号	令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第4号	令和3年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第5号	令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	塩原支所
認定第6号	令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民生活部
認定第7号	令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業観光部
認定第8号	令和3年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について	上下水道部
認定第9号	令和3年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について	上下水道部
報告第19号	継続費精算報告書の報告について〔令和3年度那須塩原市一般会計〕	総務部
報告第20号	継続費精算報告書の報告について〔令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計〕	塩原支所
報告第21号	継続費精算報告書の報告について〔令和3年度那須塩原市水道事業会計〕	上下水道部
報告第22号	令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について	総務部
報告第23号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	教育部
報告第24号	放棄した私債権の報告について〔令和3年度那須塩原市水道事業会計〕	上下水道部

同意 第4号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市新南163番地1011  
氏 名 山崎 稔  
生年月日 昭和30年 1月 9日

議案 第59号

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第60号

令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第61号

令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第62号

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第63号

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第64号

令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第65号

令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

## 議案 第66号

### 那須塩原市犯罪被害者等支援条例の制定について

上記議案を提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

### 那須塩原市犯罪被害者等支援条例

#### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本となる事項を定め、当該支援に必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、風評、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、インターネットでの拡散、報道機関による過

剰な取材等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(7) 関係機関等 国、都道府県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報について十分に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等と連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活に支障を来すことがないように、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給することができる。

2 前項の規定による見舞金の支給に関して必要な事項は、規則で定める。

(安全の確保)

第9条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に関する個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育活動の推進)

第13条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、自他の生命を尊重するための教育活動を推進するものとする。

(民間支援団体への支援)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及

び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援の制限)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等に対する支援を行わないことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案 第67号

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年那須塩原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年度における別表第1の20の項の規定による特別休暇の期間の特例）

5 令和4年度における別表第1の20の項の規定により与える特別休暇の休暇を与える期間については、同項中「7月から9月まで」とあるのは、「7月から10月まで」とする。

別表第1中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

議案 第68号

那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「「1歳6月到達日」という。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児

休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該

子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日(当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「伴い、当該任期」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間は、57日

間とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案 第69号

那須塩原市税条例等の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市税条例等の一部を改正する条例

(那須塩原市税条例の一部改正)

第1条 那須塩原市税条例(平成17年那須塩原市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付手数料」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円

以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第73条の2中「閲覧」の次に「(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える。

第73条の3中「交付手数料」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、

同条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項を削り、第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の3中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない者にあつては住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特

定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第27条を削る。

(那須塩原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那須塩原市税条例等の一部を改正する条例(令和3年那須塩原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち那須塩原市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中那須塩原市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第26項の改正規定並びに同条例附則

第27条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中那須塩原市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中那須塩原市税条例第18条の4、第73条の2及び第73条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の那須塩原市税条例第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の那須塩原市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の那須塩原市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の那須塩原市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、

令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第10条の2第2項及び第25項の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の那須塩原市税条例第73条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の那須塩原市税条例第73条の3(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

議案 第70号

那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例

那須塩原市都市計画税条例（平成17年那須塩原市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第17項を附則第18項とし、附則第16項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第8項及び第10項」を「附則第10項及び第12項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第10項及び第13項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第11項、第13項及び第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第13項中「附則第8項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税

の特例)」を付する。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 8 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の那須塩原市都市計画税条例は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案 第71号

那須塩原市手数料条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例

那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2長期優良住宅の建築等計画の認定審査手数料の項及び既存住宅に係る長期優良住宅の建築等計画の認定審査手数料の項中「1戸建て」を「一戸建て」に改め、同項の次に次のように加える。

既存住宅に係る長期優良住宅の維持保全計画の認定審査手数料	既存住宅に係る長期優良住宅の維持保全計画の認定	1件につき	<p>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 長期優良住宅の維持保全計画の認定審査に住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての場合 24,000</p> <p>イ 共同住宅等の場合 次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 1戸から5戸まで 39,000</p> <p>(イ) 6戸から10戸まで 61,000</p> <p>(ウ) 11戸から30戸まで 98,000</p>
------------------------------	-------------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			(エ) 31戸から50戸まで 156,000
			(オ) 51戸から100戸まで 238,000
			(カ) 101戸から200戸まで 401,000
			(キ) 201戸以上 504,000
		(2)	前号以外の長期優良住宅の維持保全計画の認定審査の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
		ア	一戸建ての場合 94,400
		イ	共同住宅等の場合 次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
		(ア)	1戸から5戸まで 228,200
		(イ)	6戸から10戸まで 364,600
		(ウ)	11戸から30戸まで 726,100
		(エ)	31戸から50戸まで 1,292,300
		(オ)	51戸から100戸まで 2,188,300
		(カ)	101戸から200戸まで 4,011,200
		(キ)	201戸以上 5,688,300

別表第2長期優良住宅の建築等計画の変更の認定審査手数料の項及び既存住宅に係る長期優良住宅の建築等計画の変更の認定審査手数料の項中「1戸建て」を「一戸建て」に改め、同項の次に次のように加える。

既存住宅に係る長期優良住宅の維持保全計画の	既存住宅に係る長期優良住宅の維持保全計画の	1件につき	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額 (1) 長期優良住宅の維持保全計画の変更の認定審査に住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、そ
-----------------------	-----------------------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

変更の 認定審 査手数 料	変更の 認定	<p>れぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての場合 12,000</p> <p>イ 共同住宅等の場合 次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 1戸から5戸まで 19,500</p> <p>(イ) 6戸から10戸まで 30,500</p> <p>(ウ) 11戸から30戸まで 49,000</p> <p>(エ) 31戸から50戸まで 78,000</p> <p>(オ) 51戸から100戸まで 119,000</p> <p>(カ) 101戸から200戸まで 200,500</p> <p>(キ) 201戸以上 252,000</p> <p>(2) 前号以外の長期優良住宅の維持保全計画の変更の認定審査の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての場合 47,200</p> <p>イ 共同住宅等の場合 次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 1戸から5戸まで 114,100</p> <p>(イ) 6戸から10戸まで 182,300</p> <p>(ウ) 11戸から30戸まで 363,050</p> <p>(エ) 31戸から50戸まで 646,150</p> <p>(オ) 51戸から100戸まで 1,094,150</p> <p>(カ) 101戸から200戸まで 2,005,600</p> <p>(キ) 201戸以上 2,844,150</p>
------------------------	-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案 第72号

那須塩原市営住宅条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市営住宅条例の一部を改正する条例

那須塩原市営住宅条例（平成17年那須塩原市条例第196号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島方団地の項及び烏が森住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案 第73号

財産の処分について

次の財産の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- 1 土地の所在 那須塩原市高林字巻川西1251番23
- 2 地目、地積 宅地 21, 048. 07㎡
- 3 売却の方法 随意契約
- 4 売却予定価格 191, 537, 437円
- 5 売却の相手方 東京都北区上十条2丁目13番1号ガーデニアビル4F  
朝日分光株式会社  
代表取締役 木村 信義

認定 第1号

令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第2号

令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第3号

令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第4号

令和3年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第5号

令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第6号

令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第7号

令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第8号

令和3年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和3年度那須塩原市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第9号

令和3年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度那須塩原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和3年度那須塩原市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第19号

継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、一般会計に係る令和3年度那須塩原市継続費精算報告書を報告する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

# 令和3年度 那須塩原市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画						実績						比較					
				左の財源内訳			年割額	支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			国(県)支出金	特定財源	左の財源内訳			
				特定財源		一般財源			特定財源		一般財源		特定財源		一般財源						
				国(県)支出金	地方債	その他			国(県)支出金	地方債	その他		国(県)支出金	地方債	その他						
8	2	市道旧川西2号線橋りょう修繕工事委託	平成30	円	0	0	0	円	0	0	円	0	0	円	0	0	円	0	0		
			令和元	16,500,000	9,075,000	6,600,000	0	825,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			令和2	113,850,000	62,618,000	46,100,000	0	5,132,000	105,691,971	56,419,122	41,400,000	0	7,872,849	8,158,029	6,198,878	4,700,000	0	△	2,740,849		
			令和3	265,650,000	146,108,000	107,500,000	0	12,042,000	224,208,240	123,250,078	91,100,000	0	9,858,162	41,441,760	22,857,922	16,400,000	0	0	2,183,838		
			計	396,000,000	217,801,000	160,200,000	0	17,999,000	329,900,211	179,669,200	132,500,000	0	17,731,011	66,099,789	38,131,800	27,700,000	0	0	267,989		

報告 第20号

継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、温泉事業特別会計に係る令和3年度那須塩原市継続費精算報告書を報告する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



報告 第21号

継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和3年度那須塩原市水道事業会計継続費精算報告書を報告する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



## 報告 第22号

### 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

#### 1 健全化判断比率

・実質赤字比率	—	( 11.86% )
・連結実質赤字比率	—	( 16.86% )
・実質公債費比率	3.1%	( 25.0% )
・将来負担比率	—	( 350.0% )

#### 2 資金不足比率

・水道事業会計	—	( 20.0% )
・下水道事業会計	—	( 20.0% )
・温泉事業特別会計	—	( 20.0% )
・産業団地造成事業特別会計	—	( 20.0% )

#### 3 監査委員の意見

別冊のとおり

※ 「—」は、当該数値について該当しないことを表す。

※ ( )内は、本市の令和3年度決算に適用される早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

報告 第23号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和4年度教育委員会点検・評価報告書を別冊のとおり提出する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第24号

放棄した私債権の報告について

那須塩原市債権管理条例（令和2年那須塩原市条例第52号）第14条第1項の規定により、令和3年度那須塩原市水道事業会計における私債権を放棄したので、同条第2項の規定により別冊のとおり報告する。

令和4年 9月 2日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎